- ○被害者支援要員制度実施要領の制定について(平成11年8月24日例規第39号)
- [沿革] 平成12年6月例規第26号、16年3月第17号、29年3月第10号、30年3月第8号、31年4月 第23号、令和3年5月第20号、4年3月第9号改正

この度、警察署等における犯罪被害者対策をより効果的に推進し、もって被害者の精神的負担等の軽減と、捜査の効率化を図るため、別記のとおり被害者支援要員制度実施要領を制定し、平成11年9月1日から実施することとしたので、実効の上がるよう適切に運用されたい。

#### 別記

被害者支援要員制度実施要領

### 第1 目的

この要領は、身体犯(これに準ずるものとして警察署長が認める犯罪を含む。)若しくはひき逃げ事件の被害者若しくはその遺族又は交通死亡事故の遺族(以下「被害者等」という。)の精神的な負担の軽減を図るとともに、捜査活動への被害者等の協力を確保するため、事件発生直後から被害者等に対して直接的な支援(以下「被害者支援」という。)を行う者(以下「被害者支援要員」という。)の指定、運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 被害者支援対象事件

被害者支援を行う対象とする事件(以下「対象事件」という。)は、被害者連絡等 実施要領の制定について(平成8年12月例規第44号)別記被害者連絡等実施要領第2 に掲げるもの及び悪質つきまとい事件、暴力団関係事件、恐喝事件等被害者の精神的 動揺が大きい事件で被害者支援を行う必要があると警察署長が認めるものとする。

#### 第3 実施体制等

- 1 被害者支援要員制度を実施するため、警察署及び交通部高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。) に総括責任者、運用責任者及び実施責任者を置く。
- 2 総括責任者は、警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長をもって充て、被害者 支援制度に係る総括的な指揮を行う。
- 3 運用責任者は、警察署の副署長又は次長並びに高速隊副隊長及び分駐隊長をもって充て、次に掲げる事務を行う。
- (1) 被害者支援要員制度の運用に関すること。
- (2) 被害者支援要員に対する教養に関すること。
- (3) 警察本部に対する報告に関すること。

- 4 実施責任者は、警察署にあっては事件を主管する課の長を、高速隊にあっては中 隊長及び分駐隊長をもって充てる。
- 5 実施責任者は、総括責任者の指揮を受け、被害者支援要員を指揮監督する。
- 6 執務時間外については、警察署にあっては当直長(閉庁日勤務日における総括責任者を含む。)が、高速隊にあっては本隊及び分駐隊における当務の責任者が実施責任者の任務を代行するものとする。

## 第4 被害者支援要員等の指定

- 1 被害者支援要員の指定
- (1) 総括責任者は、対象事件が発生したときに被害者支援を行わせるため、原則として、警察署にあっては各課(課制が敷かれていない場合は係。以下同じ。)ごとに、高速隊にあっては小隊ごとに警部補以下の階級にある警察官の中から1名以上の被害者支援要員を指定するものとする。
- (2) 総括責任者は、指定した被害者支援要員が異動し、又は疾病等によりその職務に堪えられなくなったと認めるときは、当該被害者支援要員の指定を解除し、新たな者を指定するものとする。
- 2 執務時間外における指名
- (1) 警察署の総括責任者は、執務時間外において対象事件が発生したときに被害者 支援を行わせるため、当直勤務員(閉庁日勤務員を含む。)の中から2名以上の 被害者支援臨時要員をあらかじめ指名しておくものとする。この場合において、 その指名に当たっては、前記1の(1)による指定の有無を勘案して行うものとする。
- (2) 総括責任者は、執務時間外における被害者支援要員の不足を補うため、前記1 において指定した被害者支援要員を、輪番で当直体制時における被害者支援予備 員として指名しておくものとする。
- 3 指定に当たっての留意事項
- (1) 被害者支援要員の指定に当たっては、被害者が複数である場合、被害者本人以外の親族に対する対応が必要である場合等を勘案して、可能な限り課又は小隊ごとに複数の要員を指定すること。
- (2) 警察署における被害者支援要員の指定に当たっては、性犯罪に係る被害者支援 を適切に行うため、女性警察官の指定に配慮すること。この場合において、総括 責任者は、事件を主管する課に女性警察官が配置されていないときは、他の課に 配置されている女性警察官を当該課の被害者支援要員として指定(他の課におい て既に被害者指定要員として指定されている者に兼務させる場合を含む。)する ものとする。

# 第5 被害者支援要員の運用

総括責任者は、対象事件を認知した場合は、遅延なく警察本部事件主管課長及び警務部県民サービス課長(以下「県民サービス課長」という。)に報告するとともに被害者支援要員の運用に関して協議するものとする。

# 第6 被害者支援要員の任務等

1 被害者支援要員の具体的任務

実施責任者又は当直長及び高速隊の当務の責任者(以下「当直長等」という。) は、対象事件が発生した場合は、被害者支援要員(被害者支援臨時要員を含む。) を直ちに現場等に臨場させ、次に掲げる活動を行わせるものとする。この場合において、事件の発生が執務時間外であり、業務の都合上被害者支援臨時要員を臨場させることができないと当直長等が認めるときは、被害者支援予備員を招集し、被害者支援に当たらせるものとする。

- (1) 被害者等と接触し、被害者等を安心させ及び落ち着かせるための措置
- (2) 事情聴取又はその補助
- (3) 被害届、供述調書等の書類作成又はその補助
- (4) 証拠資料の採取又はその補助
- (5) 証拠資料の押収及び還付又はその補助
- (6) 実況見分及び検証時の付添い
- (7) 病院への付添い及び医師との連携
- (8) 自宅等への送迎
- (9) 家族等への連絡
- (10) 「被害者の手引」の交付とその内容の説明
- (11) 被害者等からの相談への対応
- (12) カウンセリング、相談機関の紹介及び連絡
- (13) その他必要と認められる事項
- 2 被害者支援臨時要員等の引継ぎ
- (1) 執務時間外に被害者支援臨時要員又は被害者支援予備員として被害者支援を行った者は、当直勤務又は当番勤務終了後に当該被害者支援に係る事件を主管する 実施責任者に当該事案を引き継ぐものとする。
- (2) 引継ぎを受けた実施責任者は、当該事案について更に被害者支援を継続する必要があると認めるときは、総括責任者の承認を得て、新たに当該事案に係る被害者支援を担当する被害者支援要員を指名するものとする。
- 3 被害者支援を行う期間

被害者支援を行う期間は、原則として事件発生時から被疑者の起訴、不起訴等の処分が確定するまでの間とする。ただし、総括責任者は、次に掲げる場合については、事前に警察本部事件主管課長及び県民サービス課長に連絡し、協議した上でそれぞれ次に定める期間とすることができる。

- (1) 被疑者が未検挙の場合 原則として事件認知時から1週間
- (2) 被害者等から裁判所等への付添いなど、その延長の要望があった場合 被害者 から延長の希望があった期間
- (3) その他被害者等の精神的動揺が激しく、引き続き対応が必要と認められる場合 総括責任者が必要と認める期間
- 4 被害者支援の中止等

被害者支援要員(被害者支援臨時要員及び被害者支援予備員を含む。以下第8までにおいて同じ。)は、次に掲げる場合は、実施責任者又は当直長等に報告の上、総括責任者の承認を得て被害者支援を中止し、又はこれを行わないことができる。この場合において、総括責任者は、被害者支援を中止し、又はこれを行わないこととするときは、警察本部事件主管課長及び県民サービス課長と協議するものとする。

- (1) 被害者等が事件発生当初から又は被害者支援活動中に、警察による被害者支援活動を拒否したとき。
- (2) 被害者支援を他の機関に引き継いだとき。
- (3) 被害者等の状況から判断して、被害者支援を実施することが社会通念上適切でないと認められるとき。
- (4) 交通事故等の場合で、現場において直ちに被害者と断定して対応することにより、事後において問題が生じるおそれがあるとき。
- 5 実施責任者への報告

被害者支援要員は、被害者支援を行ったときは、その都度、実施責任者に報告するものとする。

# 第7 被害者連絡等実施要領との関係

被害者連絡要員は、被害者支援を行う上で、支援の内容が被害者への情報提供等被害者連絡等実施要領に定める事項と重複する場合は、当該事項について被害者連絡担当係に連絡し、同要領に定めるところにより措置すること。

### 第8 被害者支援要員等に対する教養等

1 警務部長は、被害者支援要員の被害者対策に係る知識、技能等の向上を図り、被害者支援要員制度の効果的な運用を図るため、計画的な講演会、研修会、検討会等の開催に努めるものとする。

2 運用責任者は、当該所属において被害者支援要員となり得る者に対し、日ごろから被害者支援要員制度に関する教養の徹底を図るとともに、被害者支援の実施に当たっては、被害者支援要員が被害者等のニーズに応じた適切な対応を行うよう指導するものとする。

## 第9 警察本部との連携

- 1 総括責任者は、被害者支援要員制度の運用に関して、警察本部事件主管課長及び県民サービス課長と被害者支援の実施について緊密な連携を図ること。
- 2 警務部長は、総括責任者、運用責任者及び実施責任者に対し、被害者支援要員制度の効果的な運用を図るため、対象事件発生時における被害者支援の実施判断、被害者支援要員の運用等に関して必要な指示を行うことができる。

# 第10 被害者が多数に及ぶ事件事故発生時の対応

1 被害支援活動に関する協議

総括責任者は、重大事件・事故の発生により、被害者が多数に及ぶ場合で、体制 上当該所属における被害者支援要員の運用が困難な場合は、直ちに警察本部事件主 管課長及び県民サービス課長に連絡し、被害者支援活動の実施について協議するこ と。

## 2 被害者支援本部の設置

- (1) 1による協議を受けた県民サービス課長は、多数の被害者(死者がおおむね5 人以上又は死者を含む負傷者がおおむね10人以上のもの)を伴う事件事故その他 重大な事件事故が発生した場合であって、当該事件事故の内容、被害者の状況、 社会的反響等を総合的に勘案して、組織的に被害者支援を行うことが必要である と認めるときは、警務部長に対し、被害者支援本部(以下「支援本部」という。
  - )の設置を要請するものとする。
- (2) (1)による要請を受けた警務部長は、支援本部の設置が必要であると認めたときは、警察本部にこれを設置するものとする。
- (3) 支援本部の組織、編成及び任務(以下「編成等」という。)は、別表第1のとおりとする。
- (4) 支援本部の設置及び庶務に関する事務は、県民サービス課において行う。
- 3 現地被害者支援室の設置
- (1) 支援本部長は、必要に応じて、事件事故の発生地を管轄する警察署又は交通部 高速道路交通警察隊(以下「発生警察署等」という。)の庁舎その他適当と認め る場所に、総括責任者を長とする現地被害者支援室(以下「現地支援室」という。 )を設置するものとする。

- (2) 支援本部長は、現地支援室を設置する場合において、4に定める要員及び発生警察署等の被害者支援要員のみでは被害者支援の実施が困難であると判断したときは、県民サービス課長をして支援本部長が招集しようとする被害者支援要員の所属の長とあらかじめ協議させた上、発生警察署等以外の所属の被害者支援要員を招集するものとする。
- (3) 現地支援室の組織、編制及び任務は、別表第2のとおりとする。
- 4 被害者支援本部要員等の指定等
- (1) 支援本部長は、警察本部の所属に属する者の中から、別表第1に定める支援本部及び別表第2に定める現地支援室の要員をあらかじめ指定しておくものとする。この場合において、その指定に当たっては、県民サービス課長をして支援本部長が指定しようとする要員の所属の長とあらかじめ協議をさせた上で行うものとする。
- (2) 第4の1の(2)の規定は、支援本部長が支援本部及び現地支援室の要員の指定を 解除し、新たな者を指定する場合について準用する。

## 第11 報告

- 1 総括責任者は、第4の1に定めるところにより、被害者支援要員を指定したとき は、被害者支援要員指定報告書(別記様式第1)により、県民サービス課長を経て 警察本部長に報告するものとする。
- 2 総括責任者は、被害者支援要員の運用を開始したとき及び終了したときは、速や かに被害者支援要員運用状況報告書(別記様式第2)に被害者支援実施票の写しを 添えて、県民サービス課長を経て警察本部長に報告するものとする。
- 3 総括責任者は、被害者支援要員制度の運用に当たり、好事例又は問題点を認めたときは、その都度、県民サービス課長を経て警察本部長に報告するものとする。

#### 第12 その他

この要領の事務処理に関しては、警察署にあっては警務課(係)が、高速隊にあっては庶務係において行うものとする。

## (別記様式等省略)